○○株式会社
慶弔見舞金規程

制 定 日	○年○月○日
施 行 日	○年○月○日
改 訂 日	○年○月○日
決裁機関	○○○○
分　　類	○○○○
版	第○版

第１条（目的）

この規程は、〇〇株式会社（以下「会社」という。）が、従業員の福利厚生の充実と帰属意識の向上を図るため、従業員の慶弔に際して祝意や弔意を表すとともに、災害等による不測の事態が生じた場合に経済的支援を行うことを目的として、慶弔見舞金の支給に関する事項を定めるものである。なお、この規程は、正社員のみならずパートタイマー等の非正規社員を含む全従業員に適用する。

第２条（受給手続・申請）

1　従業員が、この規程の定めるところにより慶弔見舞金を受けようとする場合は、「慶弔見舞金支給申請書」（様式第１号）を所属長を経由して会社に提出することにより申請しなければならない。

2　従業員は、前項の申請に際し、事実を確認できる書類を添付しなければならない。ただし、会社が認めた場合は、添付を省略できるものとする。

第３条（支給事由の範囲）

慶弔金及び見舞金を支給する場合は、次の各号のとおりとする。

(1) 本人の結婚
(2) 本人又は配偶者の出産
(3) 本人及び家族の死亡
(4) 災害見舞金
(5) その他必要と認めるとき。

第４条（結婚祝金）

1　従業員が結婚したときは、次の各号に定める勤続年数の区分に応じて、当該各号に定める額の結婚祝金を支給する。

(1) 勤続１年未満の者…10,000 円
(2) 勤続１年以上３年未満の者…30,000 円
(3) 勤続３年以上の者…50,000 円

2　結婚祝金は、再婚までを対象とし、その後の結婚は対象としない。

3　結婚祝金を請求する従業員は、結婚祝金請求書に、結婚を証明する書類（結婚届受理証明書の写しなど）を添えて提出しなければならない。

第５条（出産祝金）

従業員又はその配偶者が出産したときは、出産祝金として 15,000 円を支給する。

第 6 条（弔慰金）

1　従業員が死亡したときは、次の各号に定める区分に応じて、その遺族に対し、当該各号に定める額の弔慰金を支給する。

(1) 従業員が業務上の事故等により死亡した場合…300,000 円

(2) 従業員が業務に起因しない事由により死亡した場合…200,000 円

2　前項により弔慰金を支給する場合は、社長名をもって弔電を発信する。次条においても同様とする。

3　第 1 項の弔慰金を支給する遺族とは、労働基準法施行規則第 42 条から第 45 条の規定による最も先順位の者とする。

第 7 条（家族弔慰金）

1　従業員の家族（次の各号に掲げるものに限る。）が死亡した場合の弔慰金は、次の各号に定める区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 配偶者の死亡の場合…50,000 円

(2) 子の死亡の場合…30,000 円

(3) 父母又は同居する義父母の死亡の場合…30,000 円

2　家族弔慰金を請求する従業員は、家族弔慰金請求書に、家族の死亡を証明する書類（死亡診断書、火葬許可証の写し、死亡届の記載事項証明書の写しなど）を添えて提出しなければならない。

第 8 条（災害見舞金）

1　従業員が居住する住宅が非常災害（盗難を除く。）により住居や家財に損害を受けたときは、災害見舞金として、次の各号に掲げる損害の程度に応じて、当該各号に定める額を支給する。

(1) 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき…300,000 円

(2) 住居及び家財の 2 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき…150,000 円

(3) 住居又は家財の損害が前号に準ずるものと認めるとき…100,000 円

2　災害見舞金を請求する従業員は、災害見舞金請求書に、市区町村長、消防署長又は警察署長の証明を受け、被害状況が確認できる書類（「り災証明書」又は「非常災害に関する証明書」の写し等）を添えて提出しなければならない。

3　第 1 項の「住居」とは、従業員の所有権の有無にかかわらず、現に従業員が生活の本拠として会社に届け出ている住所の建造物をいう。

4　第 1 項の「家財」とは、住居以外の社会生活上必要な一切の家財（従業員又は被扶養者の所有に係るものに限るものとし、不動産、現金、預貯金、有価証券等を除く。）をいう。

第 9 条（重複支給の取扱い）

第 3 条に規定する支給事由の範囲について、同一の事実について 2 名以上の受給資格がある場合には、結婚祝金を除き、役職上位にある者 1 名に支給する。ただし、役職が同じ場合は年齢が上の者を優先する。

第 10 条（規程の改廃）

この規程は、関係諸法規の改正及び会社状況及び業績等の変化により必要があるときは、従業員代表と協議のうえ改定又は廃止することがある。

（附則）

1　この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

2　この規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から改定施行する。

（改定条文：第〇条、第〇条、第〇条）

様式第１号

慶弔見舞金支給申請書

○○株式会社
総務部長　　殿

部署名：　　氏名：　　㊞

申請日：　　年　　月　　日

下記のとおり申請いたします。

記

1. 申請する慶弔見舞金の種類（該当に✓）

- ☐ 結婚祝金
- ☐ 出産祝金
- ☐ 死亡弔慰金
- ☐ 災害見舞金
- ☐ その他【　　】

2. 支給金額

　　円

※事務使用欄

※申請に当たっては、支給事由に該当することを証明する書類（住民票、社保手続書類の写し、罹災証明等、事実の証となるものを１部添付してください。

規程改訂履歴

制定年月日	版	名　　称	起案者	決裁者	行政庁提出 年月日
年　月　日					年　月　日

改訂履歴

改訂年月日	版	改訂箇所・内容・理由等	起案者	決裁者	行政庁提出 年月日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日